

議案第 3 号

野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

野田市教育委員会行政組織規則（昭和56年野田市教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月24日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会規則第 号

野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会行政組織規則（昭和56年野田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校教育部の項指導課の目中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- 11 スクールロイヤーに関する事。
- 12 教育委員会アドバイザーに関する事。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

## 提案理由

学校教育部指導課の所掌事務に、スクールロイヤーに関すること及び教育委員会アドバイザーに関することを追加しようとするものである。

野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市教育委員会行政組織規則（昭和56年野田市教育委員会規則第3号）

改 正 案			現 行		
別表第1(第5条)			別表第1(第5条)		
部	課	分掌事務	部	課	分掌事務
(略)			(略)		
学校教育部	学校教育課	(略)	学校教育部	学校教育課	(略)
	指導課	1 学校教育方針及び重点施策の策定に関すること。 2 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること。 3 学校経営の指導助言に関すること。 4 学校体育の指導助言に関すること。 5 学校人権教育の指導助言に関すること。 6 教職員の研修に関すること。 7 教育研究団体の育成に関すること。 8 学校教育の統計及び調査に関すること。 9 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携に関すること。 10 教育相談、就学相談に関すること。 11 <u>スクールロイヤーに関すること。</u> 12 <u>教育委員会アドバイザーに関すること。</u> 13 教育支援委員会に関すること。 14 いじめ問題対策委員会に関すること。		指導課	1 学校教育方針及び重点施策の策定に関すること。 2 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること。 3 学校経営の指導助言に関すること。 4 学校体育の指導助言に関すること。 5 学校人権教育の指導助言に関すること。 6 教職員の研修に関すること。 7 教育研究団体の育成に関すること。 8 学校教育の統計及び調査に関すること。 9 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携に関すること。 10 教育相談、就学相談に関すること。  11 教育支援委員会に関すること。 12 <u>いじめ問題対策委員会に関すること。</u>